

# (仮称) 飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務 仕様書

令和 年 月 日

田原本町長 森 章浩 殿

受託者

印

業務名 : (仮称) 飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務

履行場所 : 奈良県磯城郡田原本町大字西竹田他地内

履行期間 : 契約日 : 着手日 : 完了日 : 令和6年3月22日

資格名 : 番号 :

## (業務目的)

第1条 田原本町(以下「町」という。)は、田原本町大字西竹田・金剛寺地内の清掃工場跡地において、「田原本町清掃工場跡地利用検討委員会」を設置し、これまで利用方法についての検討を進め、平成31年4月に、公園基本計画を策定した。本業務は、この基本計画に基づき、防災機能を備えた公園整備を実施するための詳細設計を行うことを目的としている。また、業務の実施にあたり、隣接する施設との連携や整備及び維持管理の負担軽減についての検討が重要であり、当該業務で併せて、民間企業から当該地におけるポテンシャル・課題等の意見を収集するとともに官民連携手法の導入可能性について調査・分析を行うものとする。加えて、西井上地区で整備予定である寺川東地区雨水貯留施設について、当該施設の地上部の活用としてスポーツ公園の整備を検討しているところであり、事業手法を検討するため、併せて、官民連携手法の導入可能性について調査・分析を行うものとする。

## (業務条件)

第2条 本件業務に係る条件は次のとおりとする。

### (1) 契約上限額

31,548,000円(最低制限価格24,990,900円)

(消費税及び地方消費税に相当する額(税率10%を含む。))

### (2) 業務履行期間

契約締結日～令和6年3月22日

### (3) 業務実施条件

受託者は、以下に示す業務内容のうち「(4)活用方針(案)の作成」、「(6)既存構造物等の解体設計等」の成果は令和6年1月末までに完成させ、町の確認を受けること。

(適用基準及び使用する技術基準)

第3条 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（奈良県）」、「測量業務共通仕様書及び、国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準」（以下「共通仕様書」という。）の他、下記基準類等に準拠すること。

- (1) 都市計画法
  - (2) 道路法
  - (3) 道路交通法
  - (4) 道路構造令
  - (5) 都市公園法
  - (6) 建築基準法
  - (7) 測量法
  - (8) その他関係法令等
  - (9) その他関係法令に関する法令及び規則、通達等
- 2 業務の実施にあたって、最新の基準書に基づいて行うものとする。

第4条 共通仕様書等に対する特記事項は、以下のとおりとする。

(管理技術者)

第5条 管理技術者は業務の総括を行うものとする。資格については、技術士（総合技術管理部門：建設－都市計画及び地方計画）または、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）を有し、実績については、地方自治体より過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、「公園設計業務」及び「民間活力導入可能性調査」の履行を有する者を配置すること。なお、実績は複数の業務でも可とし、照査技術者としての実績は含まない。

(照査技術者)

第6条 照査技術者により照査を行うものとする。資格については、技術士（総合技術管理部門：建設－都市計画及び地方計画）または、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）を有し、実績については、地方自治体より過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、「公園設計業務」及び「民間活力導入可能性調査」の履行を有する者を配置すること。なお、実績は複数の業務でも可とし、照査技術者としての実績は含まない。

(担当技術者)

第7条 担当技術者は、管理技術者のもの業務を履行するものとする。資格については、技術士（総合技術管理部門：建設－都市計画及び地方計画）、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（造園又は都市計画及び

地方計画)の資格を有している者を配置できること。また、建築部門については、一級建築士の資格を有している者を配置できること。実績については、地方自治体より過去5年間(平成30年度～令和4年度)において、「公園設計業務」及び「民間活力導入可能性調査」の履行を有する者を配置すること。なお、実績は複数の業務でも可とし、照査技術者としての実績は含まない。

(業務内容)

第8条 業務内容は次のとおりとする。

(1) 測量等業務

(仮称)飛鳥川西防災公園の既存施設・設備等の配置状況を整理するため、現地測量(A=0.018km<sup>2</sup>)、4級基準点測量(N=8点)、及び4級水準点測量(L=0.4km)を行うこと。また、防災倉庫棟、屋外トイレ棟の整備を予定しているため、土質ボーリング・標準貫入試験(1本、調査深さは15mを基本とする)を行うこと。実施にあたっては、調査計画書を作成し、町の承認を得るものとする。なお、必要に応じてスクリーウエイト貫入試験(SWS試験)、平板載荷試験や撤去設計に必要な試掘、土壌汚染対策に関する調査等も併せて実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の目的、内容を十分に理解し、過年度成果、上位関連計画、各種関連資料を踏まえ、具体的な作業方針、工程計画及び事業実施フロー等を検討した上で、業務計画を立案する。

(3) 現況把握及び敷地分析

現況を把握するため現地踏査を実施し、検討・設計範囲における地形、地物、沿道、土地利用などの状況を把握し、問題点や課題の整理等敷地の分析を行う。

(4) 活用方針(案)の作成

・(仮称)飛鳥川西防災公園及び周辺公共施設

前項までの成果及び業務実施条件等を踏まえ、当該地の活用方針(案)を作成すること。また、活用方針(案)の設定にあたっては、当該地における民間資金導入が期待できる民間事業者を選定し、活用への可否の判断可能な複数業者に参画意向調査を行い、活用方針(案)の実現可能性について調査を行うこと。

なお、活用方針(案)には以下の内容を含めること。

- ① 配置イメージ図
- ② 活用イメージ図(参考写真を用いることを可とする)
- ③ 導入機能等

- ④ 整備手法、運営・維持管理手法
- ⑤ 事業スケジュール（案）（業務対象毎及び全体）

・寺川東地区雨水貯留施設

地上部の活用としてスポーツ施設としての活用方針（案）を作成すること。活用方針（案）の設定にあたっては、民間事業者（多業種）に参画意向調査を行い、様々な分野を検討した活用方針（案）の実現可能性について調査を行うこと。

なお、活用方針（案）には以下の内容を含めることとし、運営・維持管理手法では降雨時における調整池利用に関する運用方法（運用ルール）を検討すること。

- ① 配置イメージ
- ② 活用イメージ図（参考写真を用いることを可とする）
- ③ 導入機能等
- ④ 整備手法、運営・維持管理手法
- ⑤ 事業スケジュール（案）（業務対象毎及び全体）

(5) 基本計画の作成

（仮称）飛鳥川西防災公園の実施設計を行うにあたり、以下の内容を含む基本計画を作成すること。

- ① 現況把握、敷地分析
- ② 土地利用計画の検討・設定（ゾーニング・動線計画 等）
- ③ 複数案の比較検証
- ④ 課題の整理
- ⑤ 敷地計画（基本計画図）の作成
- ⑥ 設計方針の設定（造成計画、雨水排水計画、給水計画、照明計画 等）

(6) 既存構造物等の解体設計等

（仮称）飛鳥川西防災公園において、以下のとおり既存構造物等の解体設計を行うこと。なお、解体・撤去工事では地下ピット及び地中梁まで撤去を行うものとし、既存構造物等の撤去後の埋め戻し工事も含むものとする。

- ① 解体設計図面の作成
- ② 解体・撤去工事に必要な数量調書の作成
- ③ 解体・撤去工事の発注に向けた各種支援

(7) 基本設計・実施設計

（仮称）飛鳥川西防災公園は防災機能を有した公園として整備するものとし、公園基本計画に基づき、田原本町清掃工場跡地利用検討委員会の内容を反映させ、以下の施設の基

本設計・実施設計（建築確認申請業務を含む）、その他必要な関係機関との協議等を行うこと。

- ① 防災倉庫棟（事務室、防災倉庫等）（備蓄量100パレットを想定）
- ② 屋外トイレ棟（多目的トイレ、及び男女合わせて11据程度）
- ③ 防災トイレ（マンホールトイレ）
- ④ パーゴラ等休憩施設（配置計画のみ）
- ⑤ 広場・植栽（配置計画のみ）
- ⑥ 園路、車止め
- ⑦ 街灯
- ⑧ 給水施設
- ⑨ 排水施設
- ⑩ 電気施設
- ⑪ 遊戯施設（遊具、ボルダリング等）
- ⑫ その他必要と考えられる施設

#### (8) 照査

共通仕様書の他、以下の4点について照査を行う。なお、照査には赤黄チェックによる照査を含む。

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ・施工条件及び設計計算、数量計算、設計図等の適切性、整合性の照査
- ・成果品の内容の適正照査

#### (9) 報告書作成

上記成果内容を取りまとめた報告書を作成する。

#### (10) 打合せ協議

業務全般的な打合せを以下のとおり実施する。

- ・業務着手時：1回
- ・中間：5回
- ・完了時：1回

（提出書類）

第9条 「発注者が指定した様式」とは発注者が定める土木設計業務委託関係提出書類の様式をいう。

(土地への立ち入り等)

第10条 現地調査を実施する場合、調査員は必ず町発行の身分証明書・腕章を装着して業務にあたるものとする。

- 2 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するとともに、不快感を与えないように服装や言動に十分注意しなければならない。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者、調査員等で契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は受託者の負担とする。
- 6 受託者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、作業終了後10日以内に発注者に返却するものとする。
- 7 業務の実施に伴い民地への杭（仮杭含む）・鉋・スプレーが必要となる場合は、地権者に了解を得たうえで実施すること。

(成果品の提出)

第11条 ・業務報告書（全業務完了時）：2部

- ・測量等業務報告書：2部
- ・活用に係る既存構造物等の解体設計等業務報告書：2部
- ・基本設計図書（内訳は以下を基本とする）：2部
  - ・案内図、配置図
  - ・図面目録
  - ・面積表
  - ・平面図
  - ・立面図
  - ・断面図
  - ・外構計画図
  - ・電気設備、機械設備計画図
  - ・関連法令チェック一覧表
- ・実施設計図書（内訳は以下を基本とする）：2部
  - ・案内図、配置図
  - ・図面目録
  - ・面積表
  - ・平面図
  - ・立面図

- ・断面図
- ・外構図（管路図を含む）
- ・電気設備図
- ・機械設備図
- ・構造設計図
- ・数量調書及び工事見積書
- ・各種計算書（雨水排水・給水・排水・照度・構造 等）
- ・建築確認申請図書一式
- ・その他必要な資料：2部
- ・上記の電子データ：2部

（その他特記事項）

第12条 本業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

3 照査については、基本的な条件決定に伴う、設計方針、設計手法、施工条件及び設計計算、数量計算、設計図等の適切性、整合性の照査を行う。

4 業務の実施にあたり、現地条件、関係機関協議、その他の事情により、本特記仕様書に示す条件明示に疑義・変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。